

潜在保育士復職支援研修委託事業者募集要項

標記事業の業務を委託する契約相手を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和5年5月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 項目 | 内 容 | | |
|---------|---|------|--------------------|
| 1 事業目的 | 保育士資格を保有しているが保育所等で勤務していない者（潜在保育士）の保育所等への復職等を支援するため、復職に伴う不安の解消に資する実践的な研修を実施する。 | | |
| 2 事業内容 | <p>1 保育士資格を保有しているが保育所等で勤務していない者（潜在保育士）が、保育所等に復職する際の不安を解消するための研修の企画・実施 ただし、実施する研修の内容は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（令和元年6月24日付 子保発 0624 第3号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」中、「保育実践研修」について定める要件を満たすものとする。</p> <p>2 研修受講者の募集及び申込の受付</p> <p>3 研修後のレポート確認及び研修修了の評価</p> | | |
| 3 募集事業者 | 1 者 | | |
| 4 参加者資格 | <p>事業者は、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。 また、複数の企業・団体等での共同による企画提案についても受け付けるので、代表者が申請すること。</p> <p>1 業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。</p> <p>2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。</p> <p>3 県の指名停止基準に基づく指名停止を、提出書類の受付期間において受けていない者であること。</p> <p>4 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納がない者であること。</p> <p>5 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> <p>6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。</p> <p>7 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。</p> | | |
| 5 業務の仕様 | <p>別添仕様書のとおり ※兵庫県のホームページ(公募・募集)に次のデータを掲示するので参考にすること。</p> <p>1 保育所保育指針 (H30～)</p> <p>2 保育士等キャリアアップ研修ガイドライン</p> <p>3 地方自治体が実施した保育士資格保有者に対する実態調査の結果 ① 東京都保育士実態調査報告書 ② 滋賀県保育士実態調査等報告書</p> <p>4 令和4年度に実施した「潜在保育士復職支援研修」の概要</p> | | |
| 6 委託条件 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">委託期間</td> <td>契約締結日から令和6年3月20日まで</td> </tr> </table> | 委託期間 | 契約締結日から令和6年3月20日まで |
| 委託期間 | 契約締結日から令和6年3月20日まで | | |

| 項目 | 内容 | |
|-----------|--|---|
| | 委託料等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本事業総額 3,892,000 円（消費税額を含む）を上限とする。 2 委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約金額の 10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出すること。 3 委託料の支払いは、実績確認に基づく精算払いとする。 |
| 7 委託対象外経費 | 飲食費（弁当・茶果等）、実施事業者の経常的な運営にかかる経費など、委託業務に直接関係のない経費 | |
| 8 募集期間 | 令和 5 年 5 月 22 日（月）～同年 6 月 19 日（月） 16 時必着 | |
| 9 提出書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「潜在保育士復職支援研修」企画提案申込書（様式 1 号） 2 「潜在保育士復職支援研修」企画提案書（任意様式） 3 「潜在保育士復職支援研修」見積書（任意様式） 4 「保育実践研修」との対応表（任意様式） 5 団体概要書（様式 2 号） <p>【添付資料】定款・寄附行為等（写）、役員名簿、R5 年度事業計画書（予算書含む）、R4 年度事業報告書（決算関係書類）</p> <p>※該当する年度の書類が未作成の場合は、前年度でも可</p> | |
| 10 提出方法等 | 提出先 | 神戸市中央区下山手通 5-10-1（県庁 1 号館 5 階） 兵庫県福祉部こども政策課こども育成班 |
| | 提出部数 | 正本 10 部（提出書類は A 4 サイズとすること） |
| | 提出方法・注意事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>上記提出先まで持参または郵送すること。</u> 2 提出書類は返却しない。 3 企画提案にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。 4 提出された資料について問い合わせを行うほか、資料の補正や追加説明資料の提出を求めることがある。また、審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。 |
| 11 審査等 | 審査方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和 5 年 6 月下旬に開催予定の企画提案審査会で、企画提案者による説明及び質疑応答並びに提出書類により審査を行い、その結果に基づき委託する事業者を決定する。ただし、企画提案者が企画提案審査会を欠席した場合は、当該企画提案者分は提出書類のみで審査を行う。 なお、応募者が多数の場合は、予め提出書類による審査の上、上位者のみを企画提案審査会に招集する予定としている。 2 審査結果は、企画提案を行った全ての事業者に通知する。 |
| | 審査基準 | <ol style="list-style-type: none"> 1 業務目的・内容の理解 2 研修内容の妥当性 3 研修方法の有効性 4 復職を促進する工夫 5 実施体制の具体性（実現可能性） 6 受講者の募集や申込に対応する体制の充実度合い 7 個人情報の管理体制 8 県との協力 9 地域間のバランス |
| 12 留意事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 審査による事業者決定後、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査を踏まえた協議を行った上で決定する。 2 本事業の委託対象経費については、その他の国や県、市町、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないこと。 3 その他、不明なことがあれば、県こども政策課と協議すること。 | |
| 13 問い合わせ先 | 神戸市中央区下山手通 5-10-1（県庁 1 号館 5 階） 兵庫県福祉部こども政策課こども育成班（藏山） TEL：078-341-7711（内 3024） FAX：078-362-3011 | |